

障害者虐待への対応状況について

1 障害者虐待防止法について

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が、平成 23 年 6 月に成立し、24 年 10 月から施行されました。

区では、障害者虐待防止センターを設け、関係機関と連携・協力して、障害者虐待の予防と対応に取り組んでいます。

2 練馬区における実施体制

(1) 障害者虐待防止センター（障害者施策推進課・保健予防課）

- ・虐待通報の受付、虐待対応実施機関との連絡・調整
- ・支援方針検討委員会の開催と支援方針の決定
- ・東京都との対応、統計、その他総合調整 など

(2) 虐待対応実施機関（総合福祉事務所・保健相談所）

- ・虐待に関わる相談、通報の受付
- ・支援方針検討委員会の開催と支援方針の決定
- ・被虐待者の保護、養護者への支援 など

(3) 虐待通報専用ダイヤル

平日（8：30～17：15）→ 障害者施策推進課管理係

休日・夜間 → 受付業務委託

（平成 27 年度から ALSOK）

3 障害者虐待の類型（発見者に通報義務が課されているもの）

(1) 養護者による障害者虐待

（現に障害者を養護する家族、親族、同居人等）

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

（障害者福祉施設、障害者福祉サービス事業等の従事者）

(3) 使用者による障害者虐待

（障害者を雇用する事業者、事業の経営担当者等）

※ 学校、保育所、医療機関については、対象外。（研修の実施、相談体制の整備、虐待防止の措置などは求められている）

4 練馬区における対応実績

【平成28年度】 通報・届出の件数：22件（前年度：34件）

[内訳]

(1) 虐待の類型別

・養護者	11件
・障害者福祉施設従事者等	8件
・使用者	2件
・その他	1件

※ その他：使用者でない職場の同僚からの虐待

(2) 障害種別

・身体障害者	2件
・知的障害者	11件
・精神障害者	7件
・障害児	1件
・不明	1件

(3) 虐待の内容別

・身体的虐待	9件
・性的虐待	0件
・心理的虐待	12件
・放棄放任	1件
・経済的虐待	1件

※ 虐待の内容は通報・届出の主訴から分類したもので、全てを虐待と認定しているものではありません。

5 平成28年度の対応状況

(1) 家族分離・緊急保護等の方針で対応したもの

4件

(2) 障害者施設等へ改善のための指導・助言を行ったもの

4件